

東かがわ市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この本人通知制度は、この申請により登録した者（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等(注1)を第三者（本人等(注2)の代理人または本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付したときにその事実について通知するものです。
- 2 第三者に対し、登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者の住民登録地に東かがわ市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
- 3 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、本人が開示請求することができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、個人情報の保護に関する法律の規定により、開示される情報については、制限されることがあります。
- 4 通知書は、登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するもので、登録者と同一の住民基本台帳または戸籍簿等に記録又は記載されている者であっても登録をしていなければ通知の対象となりません。
- 5 この制度に登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、この申請書に必要事項を記入の上、申請者本人であることが確認できる書類（マイナンバーカード、旅券、運転免許証その他本人であることを証するため市長が適当と認める書類。（以下「本人確認資料」という。）を提示又は提出してください。
- 6 代理人により申請する場合は、代理の事実がわかる書類（法定代理人の場合は戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類、その他代理人の場合は委任状）を提示又は提出してください。
- 7 郵便又は信書便による登録の申請をするときは、この申請書に必要事項を記入の上、本人確認資料の写しを同封してください。
- 8 この登録を廃止する場合は届出が必要です。ただし、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは登録を廃止します。また、氏名及び住所等の内容に変更が生じた場合、市が公簿等で変更が確認できる場合は届出は不要です。

注1 「住民票の写し等」とは、次のものをいいます。

- (1) 住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書、消除された住民票の写し及び消除された住民票に記載をした事項に関する証明書並びに戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍の謄本及び抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本及び抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面

注2 「本人等」とは、住民票の写し及び住民票記載事項証明書を請求する場合にあっては、当該住民票に記載された者及びその者と同一世帯に属する者をいい、戸籍の附票の写し、戸籍及び戸籍記載事項証明書を請求する場合にあっては、当該戸籍の附票または戸籍に記載された者、その者の配偶者及びその者の直系尊属または直系卑属をいいます。